

卒業の認定に関する方針

学校法人 福岡建設専門学校

・ 修学規則（抜粋）

（成績評価）

第14条 各科目の成績の評価は、その科目の担当教員が行う。評価は次のとおりとし、不可を不合格とする。

優	は 80点～ 100点	良	は 70点～ 79点
可	は 60点～ 69点	不可	は 59点以下

（進級、卒業の認定）

第15条 進級、卒業の認定は、校長が招集する進級・卒業判定会議において出欠の状況、学業成績、学習態度等の総合的判断により行う。

（卒業証書の授与）

第16条 上記判定会議において卒業が認められた者に対して卒業証書を授ける。卒業者は専門士の称号が与えられる。（学則第24条）

2 進級、卒業の認定が受けられなかった者は、原級に留まりさらに1年履修する。ただし、在学年限は4年を超えることはできない。ただし、昼間部建設専攻科の在学年限は2年とする。（学則第7条）